

建設会社の事業承継のご案内

【法人成り】【事業譲渡】【会社合併】【会社分割】
行政書士法人スマートサイド



〒112-0002

東京都文京区小石川1-3-23 ル・ビジュー 601

行政書士法人 スマートサイド

こんな疑問はないですか？

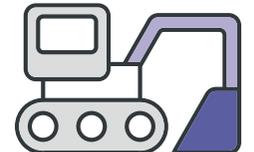
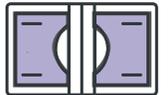
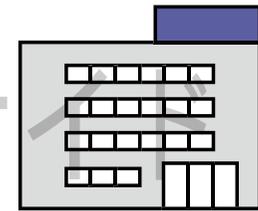


建設業部門を他社から譲り受けることになり
そうです。
建設業部門だけでなく、建設業許可も引き継ぐ
ことができるのでしょうか？

100%子会社を設立し、建設業許可業者たる
地位を承継したいです。建設業の許可番号は、
変わってしまうのでしょうか？

M&A で、グループ会社と合併します。
建設業許可は、再度、取り直しをしないといけ
ないのでしょうか？

個人事業主から法人成りします。
個人事業主時代の建設業許可を、そのまま
引き継ぐことはできますか？



法改正で、建設業者の地位承継が可能に

法律改正前

建設業許可業者としての地位を承継することは認められず、いったん、建設業許可を取り下げたうえで、新たに建設業許可を取得しなおす手続きが必要でした。

そのため、新たな建設業許可を取得できるまで「未許可」となり、500万円以上の工事を受注することができない空白期間が生じるという不都合が発生していました。



法律改正後

建設業法の改正により「認可申請」という新たな手続きが創設されました。この「認可申請」を行うことによって、法律改正前のような空白期間が生じることなく、建設業の許可業者たる地位を、承継できるようになりました。許可番号はもちろんのこと、「経審」の結果も含めた、許可業者としての一切の地位を承継することができるようになりました。



認可取得のためのルールと必要書類

ルール

1 事業譲渡や会社の合併・分割といった事業承継の事実が発生するよりも前に、認可を受けていなければなりません。

2 承継先は承継元のすべての建設業許可を承継する必要があり、一部のみの建設業許可を承継することができません。

3 承継によって同一業種の「一般建設業許可」と「特定建設業許可」の両方を保有することはできません。

知識や経験がないと大変な手間と労力がかかります！

必要書類

- 1 譲渡／合併／分割認可申請書
- 2 役員等の一覧表
- 3 営業所一覧表
- 4 専任技術者一覧表
- 5 使用人数
- 6 営業所の沿革
- 7 事業譲渡・合併・分割の契約書
- 8 株主総会議事録



認可取得のための費用

費用

許可行政庁への事前
相談（着手金として） 110,000 円

認可申請の費用 330,000 円

総額合計 440,000 円

事業承継を行うには、

承継の種類、予定日の確認

許可行政庁への事前相談

許可行政庁とのスケジュール調整

承継時の許可要件の確認

承継後の事後提出書類の作成

など、さまざまな作業が必要になります。そのため、事前に着手金を頂いたうえでの作業着手となります。



よろしくご了承ください

建設業許可取得に関する 書籍の出版実績



建設業許可取得のために必要な知識やノウハウ、経験をまとめた書籍を3冊出版しています。いずれも、とてもわかりやすいとご好評をいただいています。

行政書士法人スマートサイドは、このような難易度の高い案件、複雑で証明困難な案件をとても得意としています。

10年の
実務経験の
証明が必要

取締役
に経験者
が必要

国家資格
者の採用
が必要

すぐに
許可が
必要

建設業の 事業承継を お考えの 方へ

建設業の事業承継（＝認可の手続き）は、法律改正とともにできた新しい制度です。合併、分割、事業譲渡を検討中の建設会社は、この制度を利用しない手はありません。

グループ会社の再編や、不採算事業の売却、100%子会社の設立といった企業再編は、法務・財務・税務のさまざまな面で手続きが必要になります。

行政書士法人スマートサイド

事前に許可行政庁への相談が必要であること

承継の事実が発生する前に、認可の手続きが必要であること

認可後 30 日以内に書類を提出する必要があること

など、通常の建設業許可取得手続きとは、まったく異なるイレギュラーな対応が必要になります。

行政書士法人スマートサイドは、このような事業譲渡・会社分割・会社合併といった難易度の高い事案にも十分に対応できるだけの、実績や経験があります。

ぜひ
私たちに
ご依頼
ください

